

### 「日本医史学雑誌」既刊の電子アーカイブ化に伴う著作権譲渡に関する告知(お願い)

このたび、日本医史学会は昭和16年の創刊号以来の「日本医史学雑誌」の電子アーカイブ化をすすめることにいたしました。

電子アーカイブとは、紙面を電子データ化し、ウェブサイトで公開することをいいます。これにより、学会誌に掲載された論文を参照・引用が容易になり、成果を社会に広く共有してもらうことが可能になり、医史学研究の発展にも役立つと考えられます。

このアーカイブ化にあたっては、著作権法により、電子化される論文等の著者からその著作権(複製権(著作権法第21条)と公衆送信権(同第23条)、およびこれらの権利を学術目的のために第三者に行使させる権利を含む)の本学会への譲渡または許諾が必要になります。

平成20年6月以降に掲載された論文等については、日本医史学雑誌投稿規定により本学会に著作権が帰属することとなっていますが、それ以前に掲載された論文等については、著作権の委譲が明確にされていない状態となっておりました。

これらの事情から、「医史学雑誌」の電子アーカイブ化をすすめるにあたり、創刊号以来の論文等についても著作権は本学会に帰属するようにしていただきたく、ここに著作権の譲渡をお願い申し上げる次第です。

本来ならば著者の方お一人お一人から許諾を得るべきではございますが、連絡先が不明な著作権者も多く、やむを得ず便宜的にこのような告知で譲渡をお願いすることにしました。

万一、この件に関しましてご承認いただけない場合、あるいはご不審の点がある場合は、平成27年(2015年)2月末日までに、本学会事務局に文書または電子メールでお申し出ください。お申し出のない論文等は、ご承認いただいたものとして取り扱い、電子アーカイブ化をすすめ、段階的に公開させていただきたいと存じます。

〒113-8421 東京都文京区本郷2-1-1, 順天堂大学医学部医史学研究室内  
 日本医史学会 事務局  
 電子メール: [jsmh@juntendo.ac.jp](mailto:jsmh@juntendo.ac.jp)  
 TEL: (03) 5802-1052  
 TEL/FAX: (03) 3813-1592

### 編集後記

この数年、日本の医学研究における論文不正が一般のマスコミでも大々的に取り上げられています。元々、医学研究は論文不正が多い分野とされ、日本のマスコミでは報道されることはあまりありませんでしたが、日本の研究者による不正も少なくないことが海外の研究者から指摘されてきました。

特に医学研究では、産学連携活動に伴い資金及び利益提供者である製薬企業などに対する義務とともに、他方で被験者の生命の安全・人権擁護をはかる職業上の義務を研究者が負うこととなりますが、しばしばこの二つは衝突し、利害関係が対立する「利益相反」という状態が発生します。

この利益相反の状態からは、被験者の人権や生命の安全・安心が損なわれる危険性や、研究の方法、データの解析、結果の解釈が歪められる恐れも生じます。また、適切な研究成果であるにもかかわらず、利益相反状態にあるという点から公正な評価や発表がなされないことも起こりえます。現在、国内外の学会では、研究の実施と発表における透明性、公明性を担保するために利益相反状態の開示が求められ、そのための指針が多くの学会で策定されています。日本医史学会が参加する日本医学会においても利益相反に関する議論が盛んに行われています。

日本医史学雑誌に掲載される論文等では、研究の対象の性格上、利益相反が問題となることはないと思われませんが、利益相反状態が生じている場合には適切な形で開示していこうにしたいと存じます。その際には編集委員会に連絡していただきたいと存じます。

(澤井 直)